

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、農林中央金庫法）

規制の名称：法人役員等の资格条件

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経営局協同組織課、金融調整課、林野庁経営課、水産庁水産経営課

評価実施時期：令和6年10月～令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

当該規制緩和により、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで法人役員から一律に排除されることがなくなったため、法改正の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。引き続き認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年被後見人等に係る欠格事由の見直しの必要性は事前評価時から変わっており、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。当該規制緩和を設けなかった場合、成年被後見人等に係る欠格事由の見直しがされず、成年後見制度の利用の躊躇や成年被後見人（及び被保佐人）の人権の侵害といった仮想状況が想定される。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法及び農林中央金庫法において、法人役員の欠格条項として、いくつかの要件を設けており、そのうちの一つとして、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって法人役員の職務等を適正に行うために必要となる能力の有無を判断する規定。以下同じ。）を設ける必要性は、成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進の観点から引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

法人が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって職務の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を確認するための費用が生じ得るとした事前評価時点の想定から、大きなかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し

「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価前から、各法人へ国又は地方公共団体の検査等を行っており、今回の規制緩和による行政費用は発生しなかった。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和において、成年被後見人（及び被保佐人）に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人（及び被保佐人）という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られることが想定されていた。

成年後見制度の利用者（成年被後見人等）数はH29年末時点で約20万人であったが、R5年末時点では約23万人に増加しており、規制の事前評価時に見込んだ効果は一定程度あったと考えられる。

（なお、当該法人役員となっている者のうち、成年被後見人等の数は把握していない。）

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和の性質上、効果を金銭価値化するのは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和の導入については、一定程度の遵守費用は発生したものの、行政費用は発生しなかった。

また、情勢の変化による副次的な影響及び波及的な影響も見受けられなかった。

当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人（及び被保佐人）を一律に排除することがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人（及び被保佐人）の人権の尊重、成年被後見人（又は被保佐人）であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果は一定程度あったと考えられる。

今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。